(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　指定施業要件
所　神奈川県相模原市緑区名倉字向原四一三〇の一、字土橋四一三四の一、四一四二、字棚下四一四三、四一四七、四一五六、字長竹四一五八、四一六五のイ、四一六六、四一七三、字午王戸四五七六の二（次の図に示す部分に限る。）、四五四九の一、四五五〇、四五七六の一、四五七七、四五八七の一、四五八七の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県北設楽郡設楽町田峯字鷹野二の六七、二の六九、二の七〇、二七の七、二七の八、二七の一〇、二七の一二、二八の一、二八の一一、二八の一三、二九の八、三二の二、三二の三、三都橋字仲屋切六〇の二（国有林）、五七、五九、六〇、六〇の一、六〇の五、六〇の六、字竹ノ下六七から七一まで、七四から七六まで、八九、九一、九二、九三の一、西納庫字横萩入一の四三、一の四五から一の四八まで、一の五一、一の五三、一の五四、一の五六、一の五八、一の七五、一の一〇六、平山字軒山二の二、三から五まで、六の三、九、一一、一三から一六まで、一九の二、二〇の二、二一の一、字タキノ口八の一、字大久保六、字日カゲザカ五の一から五の五まで、字字洞平九の一、津具字入ノ洞一一、一四、一七、一八、字大入九、字東段戸一一、二一、字三本木四の二九、四の三三、四の三四、四の五八、字北向一二の六一から一二の六四まで（以上四筆国有林）、一〇、一二の一四、字蓋野島一二の一四、字林ノ入一〇の三二（次の図に示す部分に限る。）、一〇の四二、字中俣二二の九五、字霧ケ窪一の九、一の一一、一の三一から一の三八まで、一の七〇、字桧原山二の七、東栄町大字振草字古戸押腕二一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の一、二、一〇、一九、字古戸差又四の三、五、六、字古戸朴木沢一、一一、二三、字古戸ナギサワ一の二、二から五まで、一〇、一一の一、一一の二、一四、一五、一九の一、二八、字古戸坂中三の一、字古戸長尾四の一、五の二、字古戸大飛石七、字古戸川向イ一六、字古戸井戸沢二二、二七、字古戸魚留メ二、一六の一、一六の三、二四、字古戸太古木二八の一、二八の三、字古戸根木四、字古戸寺向一から四まで、字古戸横山一九、二〇、字古戸大平二三、二五、字古戸向イ三一、三二、五三の一、字古戸黒畑沢五、字古戸大桑一、四の五、字古戸中山二三から二六まで、字古戸軒六、七、九から一一まで、一二の一、一三から一五まで、一六の二から一六の四まで、大字足込字坂洞一八から二一まで、一八の二、一八の三、字橋場六八、六九、七〇の一、七〇の九、七〇の一〇、七一の一、七一の三、七一の四、七三の二、七三の四、七三の五、七四の二、七四の六、七五の四、字清水二三、字西坪沢三の一、二五、二六の四、二六の五、二七の一、二八の一、二八の二、二九の一から三五の三まで、三八、大字三輪字上深谷一四三の一、一四四、一五四、一五六、大字中設楽字滝沢二四から二八まで、二四の一、二四の六、二九の一、二九の二、大字御園字真地沢二の一、二の七、四の五、大字西薗目字上小田敷三九の五、三九の六、豊根村坂宇場字西垣外三二の二、三三、三四の一、字大畑一四の一三、一四の二四、一四の二七、字葦ノ平一の五九、字間黒洞二、三、一〇の一、一四の一、一五の一から一五の三まで、一六の五、一六の一九、一六の二〇、一七の三、一八の一、一八の三、二一の五、三沢字下舟ノ沢二七の三、二七の五、二七の六、字桑原沢落合七・七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七の一、七の三、字古田沢八の一、八の二、八の四六から八の四八まで、一〇の一、一一の一、一一の四、一二の二、一二の七、一三、一三の一、一三の五、一四の一、一四の二、一四の一五から一四の一七まで、古真立字小田下一八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県豊川市御津町金野篭田三七の九六・三七の九七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七の六六、三七の七〇から三七の七二まで、千両町仙坂三の一、三の二、三の一八から三の二三まで、三の一〇四から三の一二まで、三の一六〇、三の二七一、四、五の一二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
香川県仲多度郡多度津町大字奥白方字黒戸一六〇二の一九、一六〇三の一、字八国一六〇四の二、一六〇五の二一　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び多度津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
香川県さぬき市津田町鶴羽字葬婆谷二〇二七の三から二〇二七の五まで（以上三筆国有林）、二〇二七の一、二〇二七の二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備